

山口県報

令和4年
9月6日
(火曜日)

目 次

- 告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………
土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(農村整備課)……………
○公告
契約の締結(健康増進課)……………
公共測量の実施(監理課)……………



山口県告示第二百六十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 療 所 在 地
医療機関
ペインクリニック山本 宇部市大字東須恵二二九七の一
医院 令和四、八、三一
指定辞退年月日

山口県告示第二百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社トータルライフ	柳井市柳井一 九〇八の五	イシマル薬局 柳井店	柳井市柳井一 九〇八の五	居宅療 養管理 指導	令和四、 四、 一

山口県告示第二百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社トータルライフ	柳井市柳井一 九〇八の五	イシマル薬局 柳井店	柳井市柳井一 九〇八の五	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和四、 四、 一

山口県告示第二百六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土地改良区の名称

下関市菊川町土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

田部大井堰頭首工

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年四月一日から九月三十日まで）における用水の取水量は、一秒につき〇・〇五一八一立方メートル以下とする。

2 頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ頭首工の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 頭首工の操作員は、頭首工の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、頭首工の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより頭首工の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、頭首工のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

令和四年八月二十三日



(二五二) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

健康福祉部健康増進課 山口市滝町一番一号

令和四年九月六日印刷
令和四年九月六日発行

発行所 山口県知事
山口県知事

二 契約に係る物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤75mg） 千五百八十箱

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年七月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

六 契約金額

三千四十一万五千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二五二) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和四年八月十五日から令和五年三月二十四日まで